

平成21年度
国際教育・学術・文化交流事業
—調査、研究助成募集要項—

(財)市川国際奨学財団

1、趣旨

財団法人市川国際奨学財団は、国際的な教育・学術・文化交流事業を支援し、もって、国際友好親善及び人材の育成に寄与することを目的として、日本国内の大学・研究機関が実施するアジア諸国に関する調査・研究に必要な助成を行う。

2、助成対象

日本国内の大学・研究機関が実施するアジア諸国に関する調査、研究等必要な助成金の支給

3、応募資格

- (1) グループ調査・研究の場合、助成金申請代表者は教授又は准教授職にある者とする。
- (2) 個人の場合は、教授又は准教授職にある者若しくはそれに相当する者

4、応募分野

社会・経済・法律・文化・情報・バイオテクノロジー等の分野

5、助成金の額及び支給期間

- (1) 助成金の額は次の通りとする。但し、一般経済情勢の変化に伴い変更することができる。

イ. 個人が実施する調査・研究については、1件につき年額50万円～100万円以内とする。

ロ. 大学等教育研究機関が実施する調査・研究については、今年度は1件につき年額100万円以内とする。

- (2) 調査研究等の期間は、最長2年以内とし、助成金の支給も2年を限度とする。
1年経過後、延長を検討する。

6、採用予定件数

若干名

7、助成金の使途範囲

調査・研究達成のため必要な出張旅費、消耗品、機器備品費、図書資料費、印刷費、通信運搬費、臨時研究補助手当及び雑費の諸経費に充てるものとする。

8、申請手続き

助成金の支給を受けようとする者は、別に定める所定の必要書類を作成し、所属機関の長を経て、当財団の理事長に提出しなければならない。

尚、支給申請は、本事業年度は2009年10月30日までとする。

9、審査並びに決定

- (1) 選考委員会は、上記申請書類を審議し、理事長に答申する。
- (2) 理事長は、助成の適否及びその金額を決定し、申請者及び協力機関に通知する。
- (3) 2009年の助成金は11月中旬より開始する。

10、調査・研究報告書

- (1) 調査・研究のための助成金の交付を受けた者は、所定の調査・研究報告書及び助成金精算報告書を、調査・研究期間終了後2ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。
- (2) 当該調査・研究の学術雑誌等における発表は、その研究期間終了後原則として1年以内に行うものとし、その文中に本財団の規程に基づく助成金を受けたことを明記しなければならない。

11、助成の除外

次の各号に該当する調査・研究事業は助成を受けることができない。

- (1) 在外又は在日政府機関その他これに準ずる公的機関より、既に調査・研究等のための助成金を受けているもの
- (2) 大学又はその附属研究所（これに準ずる機関を含む）において、特定課題の研究に現在従事中等であるもの
- (3) 他の財団等より、既に助成金の支給を受けているもの

連絡先

〒530-0037
大阪市北区松ヶ枝町5番20号オクムラビル502号室
財団法人 市川国際奨学財団
TEL 06 (6356) 2357 FAX 06 (6356) 2336

申請書送付先

〒530-8511
大阪市北区天満1丁目20番5号
象印マホービン株式会社 気付
財団法人 市川国際奨学財団